記載要領

1～7　（略）

8　住所に変更があつた場合は、「住所」「郵便番号」「電話番号」のすべてのカラムに変更後の内容を記入すること。その際、「住所」のカラムには、都道府県コードとそれに続く住所を記入すること。「都道府県コード」のカラムには、別表㈢の分類に従い該当するコードを記入し、また、都道府県名に続く郡市区町村名・街区符号・住居番号等については、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ―（ハイフン）を用いて、例えば覆ヶ関2―1―3□□□のように左詰めで記入すること。「電話番号」のカラムには、例えば06―9421―1141□□のように左詰めで記入すること。

9・10　（略）

様式第二十五号の七（第十七条の三十七関係）

（略）

（別　表）㈡

コード	資　格　区　分
（略）	（略）
（略）	（略）
1A	〃　（附則第４条該当）
1F	一級建設機械施工管理技士補
12	二級建設機械施工管理技士（第１種～第６種）
1B	〃　（第１種～第６種）（附則第四条該当）
1G	二級建設機械施工管理技士補（第１種～第６種）
13	（略）
1C	〃　（附則第４条該当）
1H	一級土木施工管理技士補
14	二級土木施工管理技士（土木）
1D	〃　（土木）（附則第４条）
1J	二級土木施工管理技士補（土木）
15	二級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）
1K	二級土木施工管理技士補（鋼構造物塗装）
16	二級土木施工管理技士（薬液注入）
1E	〃　（薬液注入）（附則第４条該当）
1L	二級土木施工管理技士補（薬液注入）

記載要領

1～7　（略）

8　住所に変更があつた場合は、「住所」「郵便番号」「電話番号」のすべてのカラムに変更後の内容を記入すること。その際、「住所」のカラムには、都道府県コードとそれに続く住所を記入すること。「都道府県コード」のカラムには、別表㈢の分類に従い該当するコードを記入し、また、都道府県名に続く郡市区町村名・街区符号・住居番号等については、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ―（ハイフン）を用いて、例えば覆ヶ関2―1―3□□□のように左詰めで記入すること。「電話番号」のカラムには、市外局番、局番及び番号をそれぞれ―（ハイフン）で区切り、例えば06―9421―1141□□のように左詰めで記入すること。

9・10　（略）

様式第二十五号の七（第十七条の三十五関係）

（略）

（別　表）㈡

コード	資　格　区　分
（略）	（略）
（略）	（略）
1A	〃　（附則第４条該当）
12	二級建設機械施工管理技士（第１種～第６種）
1B	〃　（第１種～第６種）（附則第四条該当）
13	（略）
1C	〃　（附則第４条該当）
14	二級　〃　（土木）
1D	〃　（土木）（附則第４条）
15	〃　（鋼構造物塗装）
16	〃　（薬液注入）
1E	〃　（薬液注入）（附則第４条該当）